

滝川市住宅新築・改修促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、滝川市内における子育て世帯や若者夫婦世帯などの負担軽減による住宅取得及び改修を促進し、定住並びに地域経済の活性化を図るため、新築住宅の建築、建売住宅の購入及び既存住宅の改修を行う者に対して交付する滝川市住宅新築・改修促進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、滝川市補助金等交付規則（昭和54年滝川市規則第20号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新築住宅 新たに市内に建築する住宅をいう。
- (2) 建売住宅 不特定の者への販売を目的として市内に建築中又は建築を完了した住宅であつて、一度も入居されていないものをいう。
- (3) 既存住宅 建売住宅以外の既に市内に建築を完了している住宅をいう。
- (4) 併用住宅 新築住宅、建売住宅又は既存住宅のうち、事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる住宅をいう。
- (5) 長屋 廊下、階段等の共用部分がなく、各戸の玄関が直接道路又は敷地内通路に接する2戸以上の住宅により構成される建築物をいう。
- (6) 共同住宅 廊下、階段等に共用部分がある、2戸以上の住宅により構成される建築物をいう。
- (7) 市内建設業者 市内に本社若しくは本店を有する法人又は市内で事業を営む個人であつて、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けており、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）の統制の下にないもの又は役員等が暴力団員ではないものであり、かつ、資格登録の届出を行っているものをいう。
- (8) 市内宅地建物取引業者 市内に本社若しくは本店を有する法人又は市内で事業を営む個人であつて、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条の免許を受けており、暴力団若し

くは暴力団員の統制の下にないもの又は役員等が暴力団員ではないものであり、かつ、資格登録の届出を行っているものをいう。

(9) 居住誘導区域 市が別に定める滝川市立地適正化計画（令和5年3月31日策定）における居住誘導区域をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 次に掲げるいずれかに該当する者であること。

ア 自己の居住の用に供するために新築住宅を建築し、当該住宅を所有することになる者であること。

イ 自己の居住の用に供するために建売住宅を購入し、当該住宅を所有する者又は所有することになる者であること。

ウ 自己が所有し、自己の居住の用に供する既存住宅を改修する者であること。

(2) 新築住宅の建築又は建売住宅を購入する場合、次に掲げるいずれかに該当する世帯であること。

ア 18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子を現に監護する保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいう。）又は出産を予定する者であって母子保健法（昭和40年法律第141号）第16条の母子健康手帳の交付を受けている者を有する世帯

イ この要綱による補助金の申請日において夫婦であって、当該夫婦の一方が昭和59年4月2日以降に生まれた者である世帯

(3) 当該住宅に居住することとなる全ての者が市税を滞納していないこと。

(4) 当該住宅に居住することとなる全ての者が暴力団員でない者であること。

2 前項第1号の規定にかかわらず、単身赴任等の事由により自己の居住の用に供することができない場合、同号ア又はイに規定する者については交付対象者の配偶者の居住の用に供するときは、同号ウに規定する者については、交付対象者の配偶者又は交付対象者及び交付対象者の配偶者の二親等以内の親族である者（以下「二親等親族」という。）の居住の用に供するときは、市長が認める場合に限り、交付対象者とすることができる。

(補助金の交付対象住宅)

第4条 補助金の交付の対象となる住宅は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 新築住宅 次に掲げる要件

- ア 市税を滞納していない市内建設業者が施工する住宅であること。
- イ 当該住宅の新築に係る工事請負契約の締結日が、令和6年4月1日以後の住宅であること。
- ウ 当該住宅の居住の用に供する部分の床面積が、70平方メートル以上であること。
- エ 当該住宅が併用住宅である場合は、次のいずれにも該当すること。

(ア) 居住の用に供する部分の床面積が、併用住宅の床面積の50パーセント以上を占めること。

(イ) 事務所、店舗その他これらに類する用途に供する部分を交付対象者が所有かつ使用することになること。

オ 当該住宅が長屋である場合は、2戸で構成する住宅であって、次のいずれにも該当すること。

(ア) 交付対象者が2戸を所有する又は交付対象者が1戸を所有し、二親等親族が所有する長屋であること。

(イ) 1戸は交付対象者の居住の用に供し、他の1戸は二親等親族の居住の用に供する長屋であること。ただし、単身赴任等の事由によりその1戸が交付対象者の居住の用に供することができない場合は、交付対象者の配偶者が居住の用に供すること。

カ 当該住宅が共同住宅ではないこと。

キ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第1項の都市計画区域に建設する住宅であること。

(2) 建売住宅 次に掲げる要件

- ア 市税を滞納していない市内建設業者が施工する住宅であること。
- イ 市内宅地建物取引業者が販売する住宅であること。
- ウ 当該住宅の売買契約の締結日が、令和6年4月1日以後の住宅であること。
- エ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証（以下「検査済証」という。）の交付の日が、令和5年4月1日以後の住宅であること。
- オ 前号ウからキまでに規定するいずれの要件にも該当すること。

(3) 既存住宅 次に掲げる要件

- ア 市税を滞納していない市内建設業者が改修工事を行う住宅であること。

イ 別表に掲げる改修工事（以下「対象改修工事」という。）に該当するものであって、市長が別に定める件数1件（当該対象改修工事に係る費用が1件につき5万円以上のものに限る。）以上の対象改修工事を施工する住宅であること。

ウ 対象改修工事の工事請負契約の締結日が、令和6年4月1日以後の住宅であること。

エ 当該住宅に係る建築基準法第6条の建築主事の確認が昭和56年5月31日以前に行われた住宅である場合は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第1項の耐震診断により同条第2項の耐震改修を要しないと認められたものを除き、当該耐震診断により必要とされた耐震改修工事を実施するものであること。

オ 第1号エに規定する要件に該当すること。

（補助金の交付対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 新築住宅又は建売住宅 新築住宅の本体工事金額又は建売住宅の本体売買金額のうち、消費税及び地方消費税を除いた額。ただし、新築住宅又は建売住宅が併用住宅である場合は、居住の用に供する部分における新築住宅の本体工事金額又は建売住宅の本体売買金額のうち、消費税及び地方消費税を除いた額とする。

（2） 既存住宅 市長が別に定める件数2件までの対象改修工事に要する額のうち、消費税及び地方消費税を除いた額。ただし、既存住宅が併用住宅である場合は、居住の用に供する部分における対象改修工事に要する額のうち、消費税及び地方消費税を除いた額とする。

2 前項第2号の規定にかかわらず、既存住宅が長屋である場合にあっては交付対象者が所有し、交付対象者の居住の用に供する部分における対象改修工事に要する額のうち、消費税及び地方消費税を除いた額を、既存住宅が共同住宅である場合にあっては交付対象者が所有し、交付対象者の居住の用に供する部分における対象改修工事に要する額のうち、消費税及び地方消費税を除いた額を、既存住宅が併用住宅である場合にあっては交付対象者の居住の用に供する部分における対象改修工事に要する額のうち、消費税及び地方消費税を除いた額を交付対象経費とする。

（補助金の交付）

第6条 市長は、交付対象者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 補助金の交付は、同一の者について1回限りとする。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、次の各号に掲げる交付対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新築住宅を建築又は建売住宅を購入する者 交付対象経費に100分の5を乗じて得た額(当該得た額が150万円を超える場合にあつては150万円とし、当該得た額に1万円未満の端数がある場合にあつてはこれを切り捨てた額)

(2) 既存住宅を改修する者 1件ごとの交付対象経費に100分の30を乗じて得た額(当該得た額が5万円を超える場合にあつては1件につき5万円とし、当該得た額に千円未満の端数がある場合にあつてはこれを切り捨てた額)

2 居住誘導区域内に新築住宅を建築又は建売住宅を購入する場合は、前項第1号で算出した額に、50万円を加算する。

(補助金の申請等)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は令和6年11月29日までに、新築住宅を建築又は建売住宅を購入するときは滝川市住宅新築・改修促進事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に、既存住宅の改修工事を行うときは滝川市住宅新築・改修促進事業補助金交付申請書(別記第1号様式の2)に次に掲げる書類を添えて、新築住宅の建築又は既存住宅の改修工事を行う場合にあつては当該建築又は改修工事の着手前に、建売住宅を購入する場合にあつては当該住宅の売買契約の締結日から30日以内に市長に申請しなければならない。

(1) 住宅に関する届出書(別記第2号様式)

(2) 住民票

(3) 市税の未納がないことの証明書

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 第2条第7号の市内建設業者及び第2条第8号の市内宅地建物取引業者の資格登録を行おうとするものは、滝川市住宅新築・改修促進事業市内建設業者等資格登録届(別記第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(1) 市内建設業者の場合、建設業許可証の写し

(2) 市内宅地建物取引業者の場合、宅地建物取引許可証の写し

(3) 市税の未納がないことの証明書

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、あらかじめ、申請者等の同意がある場合において、住民票及び市税の未納がないことの証明書により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(補助金の交付の決定)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは、補助金等交付決定通知書（規則別記第2号様式）により当該申請者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定するに当たって、必要があると認めるときは、条件を付すことができるものとする。

(補助事業の変更等)

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）が、当該交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）に係る第8条第1項の規定による申請の内容を変更し、新築住宅の建築又は既存住宅の改修に係る交付対象経費が減額するときは、当該変更に係る工事を完了する日までに、滝川市住宅新築・改修促進事業補助金交付申請書により市長に当該変更する旨を申請しなければならない。

2 補助決定者が補助事業に係る第8条第1項の規定による申請の内容を変更し交付対象経費が増額する場合であっても、市長は既に決定をした補助事業に係る補助金の額は、増額しないものとする。

3 補助決定者が補助事業を中止するときは、当該中止の決定後速やかに、その旨を届け出なければならない。

(実績報告)

第11条 補助決定者は、補助事業が完了した日から令和7年3月14日までに新築住宅を建築又は建売住宅を購入した者は滝川市住宅新築・改修促進事業補助金実績報告書（別記第4号様式）に、既存住宅の改修工事を行った者は滝川市住宅新築・改修促進事業補助金実績報告書（別記第4号様式の2）に住民票その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、あらかじめ、補助決定者の同意がある場合には、住民票その他市長が必要と認める書類について、公簿等によってその事実を確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(検査等)

第12条 市長は、補助金の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、申請者又は補助決定者に対し、必要な報告若しくは関係書類の提出を求め、又は市長の指定した者に検査をさせることができるものとする。

(補助金の交付の請求)

第13条 補助決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書（規則別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の取消し等）

第14条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を減額し、若しくはその交付を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部を返納させることができる。

- （1） 虚偽の申請その他の不正行為によって補助金の交付を受けようとしたとき又は受けたとき。
- （2） 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （3） 規則及びこの要綱に違反したとき。

（補助金を受けた住宅の維持）

第15条 補助金を受けて新築住宅を建築し、若しくは建売住宅を購入した者又は改修工事を行った者は、当該補助金の交付を受けた日から5年間当該住宅を自己の居住の用に供するよう努めなければならない。

（業務の委託）

第16条 市長は、この要綱の施行に係る業務の一部について、当該業務を適正に行うことができると認める団体に委託することができる。

（施行細目）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第11条に規定する滝川市住宅新築・改修促進事業補助金実績報告書の提出を行った補助決定者に関しては、この要綱の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和6年3月29日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の第11条第1項の規定による実績報告の期日までに改正前の同項の規定による実績報告を行った改正前の第7条第1項第2号の補助金に係る補助決定者に関しては、この要綱による改正前の滝川市住宅新築・改修促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日後においても、なおその効力を有する。

別表（第4条関係、第5条第1項関係）

| 対象改修工事 | 備考 |
|---------------------|-------------------------|
| 住宅部分の増築 | |
| 住宅部分の改築 | |
| 住宅部分の耐震化工事 | |
| 屋根・外壁・軒天の改修 | |
| 雨樋の改修 | |
| 床・壁・天井の改修 | |
| 雪止め金物の設置（屋根設置型） | 同様の効果を目的とした改修を含む |
| 風除室・サンルームの改修、設置 | 住宅と一体であること |
| 住宅と同棟の車庫・物置の改修、設置 | |
| バルコニーの改修、設置 | |
| サッシの改修、設置 | |
| 建具の改修、設置 | |
| 住宅用エレベーターの改修、設置 | |
| 換気扇等の改修、設置 | |
| 防犯システム・インターホンの改修、設置 | 住宅設置のもの |
| 手摺の改修、設置 | |
| 段差解消用スロープの改修、設置 | 基礎や床に固定されるもの |
| 網戸の設置、交換 | |
| 衛生設備機器の設置、交換 | ユニットバス・便器・洗面化粧台等 |
| 給水・排水・ガス・灯油配管の設置、交換 | 住宅内部 |
| システムキッチンの設置、交換 | キッチン組込式の食器洗乾燥機、調理器具等を含む |
| スイッチ・コンセントの設置、交換 | 配線工事を伴うもの |

| | |
|--------------------|-----------------------------|
| TV・BS・CSアンテナの設置、交換 | 屋根、壁等に固定されていて、容易に取り外しできないもの |
| 暖房機・冷房機・給湯器の設置、交換 | 床、壁、天井に固定されるものに限る |
| 造り付け棚等の設置、交換 | |
| 発電設備の設置、交換 | 住宅設置のもの |
| 照明器具の設置、交換 | 配線工事を伴うもの |
| 畳の新設、交換、表替え | |
| 窓ガラスの交換 | |
| 住宅用火災警報器の交換 | 配線工事を伴うもの |
| その他同等の工事として認められるもの | |